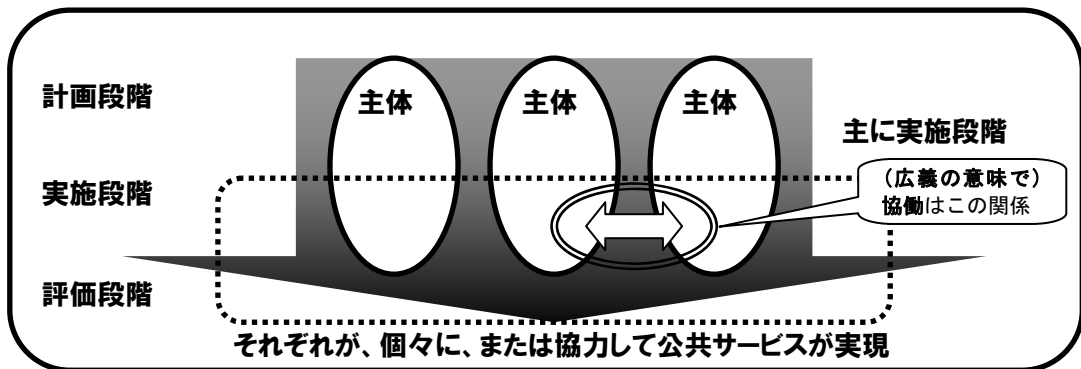


すみだの協働のルール(案)について

広義の意味で「協働」とは、「協力して働く」ということで、協治（ガバナンス）の実践の部分で、2 つ以上の主体が協力して同じ目的で行動することであり、「連携」「支援」の意味を含んで使用されていることが多いようです。また、第2回検討委員会において考察を試みたとおり、区において事業実施段階における「協働」の手法には、「事業協力」「アドプト」「実行委員会・協議会」などさまざまな形態があるなど、「協働」には様々な捉え方があり、「協働」は幅広く使用されています。

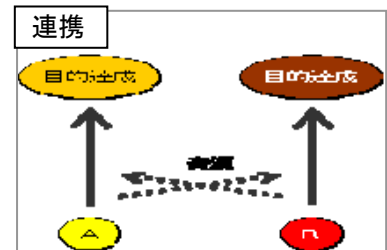
ガバナンス(多様な担い手により公共サービスを実現)



《 (広義の) 協働について、主体の関係と目的の共有に着目し、
連携・(狭義の) 協働・支援の3分類に整理 》

連携とは、

複数の異なる主体が、
それぞれの社会的目的達成は課題解決のために、
お互いの人材・資金・情報・ノウハウなどの資源を
提供しあう関係



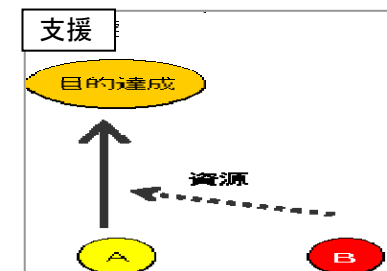
(狭義の) 協働とは、

複数の異なる主体が、
共通の社会的目的達成や課題解決のために、
対等の立場で、役割と責任を分担して、
それぞれの能力を発揮する関係



支援とは、

異なる主体が、
一方の社会的目的達成や課題解決のために、
他方が援助する関係



いままで検討委員会において考察を行ってきたとおり、広義の意味で「協働」が様々な意味で用いられるがゆえに、各主体において「協働」の捉え方も様々であり、「協働」の認識の違いなどから、使命（ミッション）や理念がはっきりしていない状態で事業などを進めてしまうと、協働本来の目的である両者の特長の発揮ができなくなったり、また、協働相手を階層化（下請け化等）してしまうなどといった結果を招くことがあるほか、単にある主体が他の主体とともに活動しただけで「協働」と呼ぼうとするなど「協働」それ自体が目的化してしまう恐れもあります。

今後、墨田区において、真の「協働」を進めるにあたり、区として協働の窓口を明確化するなど体制を整えるとともに、協働のルールをしっかりと明らかにしていく必要があります。

すみだの協働ルール（案）

① 対等の関係

協働に当たっては、双方が上下の関係ではなく、横(対等)の関係を保ち、提案・検討・実施・評価と協働のプロセスを進めていく必要があります。

② 目的の共有

協働事業を行うには、目的を双方が理解し、一致していることが必要です。それぞれの団体には個々の組織目的がありますが、目的が一致した部分において、双方確認の上合意し、協働を行うこととなります。

③ 相互理解・役割分担

異なる立場や価値観、目的を持った主体同士がお互いの特性を理解し、尊重しあい、情報を共有する中で、目的を効果的に達成できる役割分担を行うことが重要です。

④ 自主性・自立性

協働の主体それぞれが、自主性と自己責任のもとで活動していることを、双方が理解して進める必要があります。また、協働が馴れ合いや依存の関係にならないように、お互いに自立した関係を保つことが大切です。

⑤ 情報の公開

協働事業の活動の内容、協働プロセスの透明性・公平性・合理性が貫かれ、双方は自ら進んで情報を公開し、説明責任を遂行する必要があります。また、日常的にも協働情報の公開により、協働機会の均等性を確保する必要があります。

⑥ 検証・評価

協働はそれ自体が目的ではなく、協働の成果があつてこそ意義があるといえます。一定の時期に、双方および第三者が協働の効果の検証・評価を行うことが必要です。

参 考

要 素	原 則	その他の候補（下表）
関係・役割分担	対等	相互自立、役割合意、相乗効果
事業実施の条件	目的共有	目標一致
推進環境	情報共有	対話の場作り、相互理解、
推進姿勢	自主性尊重	対話と合意、話し合い
外部への発信	公開	透明性、情報公開
評価	検証・評価	関係の見直し

他の自治体における協働の原則一覧

自治体名	杉並区	新宿区	目黒区	足立区	横浜市
原則 1	対等	相互理解	対等	目的共有	対等
原則 2	公開	自主・自立性	情報共有	透明性	自主性尊重
原則 3	話し合い	対等の関係	話し合い	相乗効果	自立化
原則 4	相互理解	目的の共有	相互理解	対等性	相互理解
原則 5	目的共有	関係の公開	共通目的		目的共有
原則 6	自主性尊重	関係の見直し	自主性尊重		公開
原則 7	自立化尊重		公開性		
原則 8	時限性		時限性		